

平成24年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成24年12月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成24年12月14日 9時31分			議長	末次利男
	閉会	平成24年12月14日 11時38分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名 欠員1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	欠
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	8番	川下 武則	9番	見陣 泰幸	11番	坂口 久信
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	岡 靖 則		針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	税 務 課 長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	建 設 課 長	川 崎 義 秋		
	教 育 長	陣 内 碩 泰	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	学 校 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	企 画 商 工 課 長	松 本 太	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛		
	財 政 課 長	大 串 君 義	農 林 水 産 課 農 政 係 長	永 石 弘 之 伸		
	町 民 福 祉 課 長	桑 原 達 彦	農 林 水 産 課 水 産 係 長	萩 原 昭 彦		
	健 康 増 進 課 長	田 中 久 秋	農 林 水 産 課 林 政 係 長	羽 鶴 修 一		
環 境 水 道 課 長	土 井 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 農 地 係 長	澤 山 弘 幸			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成24年12月14日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 決算審査特別委員長報告
- 議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第49号 平成23年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第50号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第51号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第52号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第53号 平成23年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第54号 平成23年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - 議案第55号 平成23年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第2 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第4 議案第67号 太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第70号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正に係る協議について
- 日程第8 議案第71号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の改正に係る協議について
- 日程第9 議案第72号 太良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第73号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第74号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第75号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第76号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 閉会中の付託事件について

(追加日程)

日程第15 議案一括上程

町長提案 議案第77号

町長の提案理由の説明

日程第16 議案第77号 教育委員会委員の任命について

日程第17 発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第19 意見書第6号 地球温暖化対策を促進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書(案)の提出について

午前9時31分 開議

○議長(末次利1男君)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長(末次利1男君)

日程第1. 決算審査特別委員長報告。

本件は、去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付託いたしました議案第48号 平成23年度太良町一般会計外5特別会計の歳入歳出決算の認定について及び議案第54号 平成23年度太良町水道事業会計外1事業会計の余剰金の処分及び決算の認定について、お手元に報告書が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長(下平力人君)

皆さんおはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員長報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして、閉会中の審査を付託されました議案第54号及び第55号の企業会計2件と議案第48号から第53号までの一般会計並びに特別会計5件、合わせて8つの案件を審査するため、10月18、19、22日の3日間、本委員会を開催いたしました。

執行部から町長初め関係課、監査委員の出席を求め、慎重審議をいたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日に特別会計5議案と企業会計2議案を、19、22日に一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、さきの9月定例議会で報

告がなされていますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によってなし遂げた歳入努力と歳出の工夫によって、行政効果や今後の財政運営上の改善など予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

まず、水道事業会計であります。年間有収水量を上げるため、漏水防止対策等水道施設の充実を図って、配水管の改良工事、漏水修繕など計画的な施設の充実が図られています。しかしながら、配水量の効率を示す有収率は、昨年よりわずかではありますが減少しております。

今後は、人口減少や生活様式の変化の影響により、減少傾向にある水需要の先が見通せない状況であります。有収率の向上を図り、状況に応じた対応が必要と思われま。

審議の過程で述べられた主な内容について申し上げます。

1つ、漏水対策により有収率の向上に努められたい。

1つ、経営形態を含めた創意工夫によって、将来利益を上げる経営方法を研究すること。

1つ、水道の利用者が減り、収益が伸びないのであれば、太良町の非常においしい水をペットボトル等で販売することにより、収益を確保するような検討はできないか。

以上が主な意見でありました。

次に、町立太良病院事業会計について報告いたします。

町立太良病院は地方公営企業法全部適用へ移行して2年目となり、病院事業管理者のもと経営責任が明確化され、地域医療を支える中核病院として、医療スタッフの充実によって、医療サービスの向上と健全経営へ向けて努力されています。

しかし、自治体病院が直面する諸課題は構造的で慢性化しており、病院経営の原点から抜本的な見直しを図ることが改革プランを確実に実行することが大きな意義であると思われま。

病院全体では黒字経営となり、評価できますが、地域に密着した医療や住民のニーズを把握し、患者さんに愛される病院、信頼される病院を目指していただきますようお願いいたします。

続きまして、一般会計及び特別会計であります。平成23年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法、適正に執行されているか、その効果はどうであったか、款ごとに区切って審査いたしました。また、歳入については十分努力が払われ、その実績はどうであったのか、調定額に対しての収入済額、収入未済額の原因と理由、不納欠損については徴収努力が図られた結果やむを得なかったのか、また、各特別会計の収納状況、滞納整理はどのようにされたか、その過程を中心に質疑を行ったところであります。

その結果、一般会計並びに特別会計歳入歳出ともに適法に処理され、適正な運営をされていることを認めました。

なお、決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算になっております。

それでは、一般会計での意見、事項を申し上げます。

1つ、町税の徴収率は前年より向上しているが、今後も町財政の基本的財源であるから、さらなる努力を期待したい。なお、不納欠損処理については安易に行わないで、徴収方法を検討されたい。

1つ、補助金の費用対効果及び補助完了後の追跡調査（検証）も必要ではないか。

1つ、廃止路線代替バス経費の削減及び利便性の向上を図るための対策を望む。

1つ、指定管理者と契約している収益配分について、見直しが必要ではないか。

1つ、イノシシによる被害が増大し、駆除も必要と考えるが、今後は共生の方法も考える必要はないのか。

以上の一般会計での主な意見でありました。

次に、特別会計であります。

山林特別会計につきましては、直営林主伐対象林分501.08ヘクタールの面積を有しているが、依然として材価低迷で、財源充当としての収入は望めない状態であるが、経費の見直し及び木材に付加価値をつけるなど、木材価格に反映するような方法も検討されたい。

後期高齢者医療特別会計につきましては、平成20年4月1日からの新制度で、対象者75歳以上、また、一定の障害のある65歳以上の方々に、県単位の広域連合が保険者であり、窓口業務が主で、被保険者は1,866人となっており、国民健康保険特別会計につきましては、国民皆保険制度の中核として、医療の確保と健康の保持増進に貢献しています。

急速な高齢化に伴い、医療費が増加する一方で、産業低迷による保険料収入の伸び悩み等深刻な財政状況だったが、30,000千円の基金を積み立てることができました。しかし、厳しい財政状況には変わりはなく、今後も健全化に向けて、早期発見・早期治療につながる検診の工夫、健康意識の高揚を図り、経営安定化に向け最善の努力を要請します。

漁業集落排水特別会計につきましては、88.8%の接続率で、前年度と同じであるが、今後も接続について努力されたい。施設については供用開始から11年が経過し、老朽化による補修等も大きくなることが予想されます。将来の展望に立った、使用料の見直しも視野に入れた未収金対策と維持管理費の節減に、なお一層の努力を要請します。

簡易水道特別会計につきましては、簡易水道6施設、飲料水供給5施設、簡易供給2施設、計13施設を事業運営していますが、特に伊福地区では、配水管の老朽化により有水量率が低い施設で、早急に対策を求めます。

以上が特別会計の状況であります。

3日間集中した審査、審議をいたしました。終始熱心な協力をいただき、議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 平成23年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 平成23年度太良町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 平成23年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 平成23年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第55号 平成23年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の8つの議案は、全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（末次利男君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席に戻ってください。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

ただいまの各会計の委員長報告は、認定及び可決する旨の報告であります。

最初に、議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号 平成23年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号 平成23年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号 平成23年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長報告どおり可決及び認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり可決及び認定することに決定いたしました。

最後に、議案第55号 平成23年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり可決及び認定することに決定いたしました。

去る9月の定例会で各常任委員会へ所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第2 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第2. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年9月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査と視察研修の報告をいたします。

最初に、所管事務調査について報告をいたします。

本委員会は、10月17日、ガザミ蓄養の現在の状況を把握するため、実施をいたしました。

調査の経緯については、まず、ガザミ蓄養場を視察し、その後、有明海漁業協同組合大浦支所にて、関係者と意見交換会をいたしました。その中での主な内容を、本委員会の意見として申し上げます。

1、蓄養場への波の被害を防ぐために消波ブロックの設置はできないか。

1、運転資金の援助はできないか。

以上であります。

町当局におきましては、財政等を考慮しながらになりますが、この意見を踏まえ、また、このガザミ事業のこれまでの経過を踏まえ、実施について具体的な措置を講じられますよう、要望をいたします。

次に、行政視察の報告をいたします。

本委員会は11月13日から15日までの3日間、道の駅の運営状況、特に加工販売について、愛媛県内子町と高知県四万十町を視察いたしました。

初めに、内子町を報告いたします。

内子町は人口約1万8,300人、世帯数約7,300で、平成17年に旧内子町、旧五十崎町、旧小田町の3町が合併して誕生しており、愛媛県のほぼ中央部に位置し、面積は約300平方キロメートルの町であります。

内子町は昭和56年ごろから、ブドウ生産者を中心に本格的な観光農業の取り組みを始められ、昭和61年に内子町知的農村塾を開講し、農産物のブランド化、農産物の地域内循環、さらには農村女性の自立に中山間地農業の活路を見出そうと模索されてきました。

平成4年に農産物のイメージアップ、農家経営の安定、農業関連産業の創出を計画したフルーツパーク構想・基本計画を策定され、この計画をもとに、2年間にわたり延べ50回の集落説明会や学習会、座談会を開催し、農業者の合意形成と参加意欲の醸成を図られました。

平成6年には、特産物直売所の実験施設として、内の子市場を開設し、実際に農家が直売に携わり、直売の難しさ、おもしろさを体験させることで、人材育成の場として大きな成果をもたらしています。

平成9年に内子町50%、残り生産者と多くの町民が出資する第三セクターとして、株式会社内子フレッシュパークからりを設立、特産品販売所、パン工房、薫製工房、シャーベット工房、アグリ加工場などの農産物加工施設、飲食施設の指定管理者として施設を運用し、経営を行っております。今回、その施設があります道の駅「内子フレッシュパークからり」を

施設いたしました。

道の駅の特産品販売所は会員が430人で、そのうちの7割を女性が占め、その女性らしいきめ細かい対応と意欲的な商品開発により販売額を伸ばし、出荷者の平成22年度販売総額は425,320千円にも上り、町の農業総生産額の12%を占めています。中には販売額が10,000千円を超える農家や、3,000千円以上の出荷者が全体の1割以上を占め、からり専業農家も出現するなど、内子町の農家の経営を支える場となっています。

直売所の特徴として、会員が順番で売り場の整理と接客をされています。そうすることにより、直売所を支える自覚と利用者の動向を直観することができ、結果、店頭に並べるだけで売り上げが上がると誤解をしていた農家に、作り・売り・サービスする農業の重要性を認識させることができております。

品物については、内子産の農産物にこだわった販売、会員の中から選出された品質監査委員によるチェック、トレーサビリティシステムによる農薬や肥料等の情報開示による厳しい規制により、安全・安心な農産物を提供することで利用者の心をつかみ、その7割がリピーターという数字に結びついておりました。

加工販売につきましては、直売所同様、積極的に内子産のものを利用し、内子豚でつくったハム・ソーセージ、町内の旬な食材を使ったアイス・シャーベットなどを提供しております。

また、高付加価値農業への展開ということで、トマトケチャップ、ソース、パスタソース、とまとソルベ、からりトマトジャムなど、新規農産物による商品開発を行い、三越や高島屋、ローソンなどで販売するなど、販路を拡大しながら、現在でも消費者のニーズに合った商品開発を行い、内子町の新たなからりブランドを全国に発信しております。

ただ、加工施設については、町が機械の導入まで済ませた状況で、管理運営を任せた結果、管理者との考えが一致せず、使用せずにそのままになっているものがあり、別の機械の導入の妨げになっているということで、何をしたいか考えをしっかりとって施設等をつくるべきであるとのことでした。

からりは、今では58人の社員を雇用するまでに事業を拡大、農産物を中心に地域資源を活用し、町民の資本で就業の場が確保され、地域活性化の一翼を担う企業として、町内の農業の振興のために日々努力をされておりました。

次に、四万十町の報告をいたします。

四万十町は平成18年3月20日に旧窪川町、旧大正町、旧十和村が合併して誕生しております。位置は、最後の清流と言われる四万十川の中流域にあり、東南部は土佐湾に面し、総面積は約642平方キロメートルで、人口は約1万9,000人の町であります。今回は、その中の窪川町にあります道の駅、あぐり窪川を視察いたしました。

旧窪川町は県下有数の歴史と規模を誇る畜産等、農業の町であります。しかしながら、農

作物を生産し、ただ販売するだけでは、農業を取り巻く社会情勢に対応し切れず、その対応策として、この地域資源を活用したアグリビジネスの起業化に向けて取り組むということでの企業化の第一歩として、道の駅めぐり窪川が誕生しております。

こちらにも公的団体と町内の個人、法人の出資による第三セクターの株式会社めぐり窪川が指定管理者として運営をしております。施設内は特産品販売はもちろん、地元の農産物を使用したアイスやパン、薫製を製造、販売され、また、おきつという海岸部で塩の製造をされております。

めぐり窪川の昨年の総売り上げは約240,000千円で、中でも加工販売事業に力を入れており、その主力である地元の窪川ポークを使用した豚まん、地元農家のしぼりたての牛乳を使用したアイスは、107,000千円の純売り上げとなっております。

加工販売については、先ほどのからりとは違い、全てが、町からの提案があってから商品開発、そして製造販売に至っており、この豚まんやアイスも同様になされた中でヒット商品になったということです。豚まんの販路については、西日本を中心に大手の食品メーカーに卸され、また、道の駅での販売数は、平均でも土日で七、八百個あるそうです。

加工施設に関しては、町民の方がどなたでも使えるようにと、町が建設した施設を使用されておりましたが、そういう中で豚まんなどの商品がヒットし、その製造で施設を占領する形になってしまったため、新たに施設を建設し、現在ではそこで製造されておりました。

めぐり窪川は、道の駅では珍しく9割が加工、1割が直売という、加工に特化した道の駅で、これからも加工部門で勝負していくため、全国1位であるショウガを使用した商品開発、販売をするなど、地域の特産品を活用した商品づくりに努力されておりました。

以上で経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

経済建設常任委員長の報告は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席へお戻りください。

以上で経済建設常任委員長の報告を終わります。

日程第3 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第3. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（下平力人君）

引き続きまして、総務委員会の報告をいたします。

平成24年9月定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、本委員会は、去る10月31日に町内での所管事務調査と、11月19日から21日までの3日間、行政視察を行いましたので、委員長報告をいたします。

まず、10月31日に行った大浦小学校の管理・特別教室棟の改築工事の完成後の状況及び税の徴収状況について研修をいたしましたので、報告いたします。

大浦小学校の管理・特別教室棟の改築工事は、平成23年度から24年度にかけて工事を行い、8月に落成式、9月から新しい教室で授業が行われています。工事中には現場を確認し、その時点での指摘した項目のトイレの状況、南校舎との接続部分などの状況確認を行い、児童が使いやすい校舎になっているかを検証いたしました。結果、おおむね要望された事項が反映されていることを、現場で確認をすることができました。

今後、少子化で児童の減少する中、子供たちの将来を見据えた学校の適正規模、適正配置を考えなければならないと思いました。

次に、税の徴収事務について、担当から聞き取り調査を行いました。

税の徴収については、財源確保及び税の不公平をなくすため、職員での徴収及び県と共同で運営している滞納整理推進機構を活用し、給与、預貯金、生命保険及び財産の差し押さえなどを実施しながら、徴収に努力されています。

県内の各自治体との徴収状況を比較しますと、個人市町村民税、県平均93.71%、太良町97.04%、県内では3番目。固定資産税では県平均91.60%、太良町94.11%、県内で7番目です。国民健康保険税は県平均73.68%、太良町88.87%、県内では1番になっております。軽自動車税は県平均91.67%、太良町95.23%、県内では3番目、主要4税目合計は、県平均87.84%、太良町では92.4%、県内で5番目であります。昨年よりも徴収率は向上し、努力の結果が見られました。しかしながら、未納者をなくすことが税の公平性を保つため必要であり、100%の徴収に向け、分納誓約等の納付計画のもと、滞納整理機構と共同でさらなる努力をお願いしました。

次は、11月19日から21日までに実施した行政視察について報告いたします。

1日目の19日は、小中一貫教育及び学校の統廃合の取り組みについて、広島県の北広島町を視察いたしました。

広島県北広島町は、広島県北西部に位置し、北及び西は島根県に、東は安芸高田市、南に広島市、安芸太田町に接し、総面積646.2平方キロメートル、面積の83%は山林の町であります。

平成の合併により、4町（大朝、芸北、千代田、豊平）が合併して北広島町が誕生し、現在、人口1万9,969人、7,699世帯で、山陽山陰の中間地点における交通の要衝となって、観光・レクリエーション地域として、都市部との交流が多い地域であります。2011年には、壬生の花田植がユネスコの無形文化財に登録されました。

北広島町は少子化などの影響により、16の小中学校中9校が複式学級を編成しており、全校生徒が50人以下であります。複式学級の解消を図り、教育環境を整備し、教職員の適正な配置、教育内容と指導の充実などを図るため、平成20年度に、北広島の義務教育振興計画に係る短期的・中長期的な基本事項を策定し、それに沿って平成21年度には、「きたひろしま・夢・まなびプラン」北広島町義務教育振興基本計画を策定され、保・小・中・高の連携教育の推進「小中一貫教育」、2つ目に、複式学級の解消「一地域一学校」、3つ、安全な学校教育「耐震化」、4つ目、給食設備の検討。課題を上げ、施策を推進されました。

施策を推進するため、議会には学校適正配置調査特別委員会、各地区に統合設立準備委員会を設立し、学校適正配置施設計画の説明会を大小合わせて50回以上開催し、合意形成を図られました。

また、教育委員会においても事務局体制の整備を図り、「夢・まなびプラン推進チーム」を中心に、計画の推進を図られました。

主な取り組みとしては、1点目の小中一貫教育では、豊平地区の豊平南小、豊平西小、豊平東小の全3小学校を廃止し、新設の豊平小1校に統合し、豊平中学校の敷地内に新設し、同中との小中一貫教育を推進されておりました。9年間での学習・生活規律の統一を図り、小学1年から4年生までを基礎期、小学5年から中学1年までを充実期、中学2年から3年までを発達期と考え、全ての児童・生徒を、全員で長い目で多くの目で捉えての指導を考えられていました。

2点目の複式学級の解消では、千代田地区の6小学校を4小学校へ統合、芸北地区の5小学校を1小学校へ統合及び耐震化については学校適正配置実施計画に基づいて各学校単位で対応されておりました。

3点目は、学校選択制度を平成19年度から実施し、あわせて遠距離通学児童・生徒通学費補助制度をつくり、児童・生徒の交流を図り、複式学級の解消など配慮されておりました。

2日目の20日は、学校統廃合の取り組みについて、広島県の世羅町を視察いたしました。

広島県世羅町は、広島県中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、そして、北に三次市と周囲を5つの市に囲まれて、総面積278.29平方キロメートル、面積の70%が森林の町であります。

平成の合併により、3町（世羅、甲山、世羅西）が合併して世羅町が誕生し、現在、人口1万7,899人、6,908世帯で、6次産業化の進んだ町で、全町農村公園化を目指して、町づくりを推進している町であります。

世羅町では、教育内容の充実と教育条件の整備などを目的に、世羅町立小学校適正配置・適正規模検討委員会を設置し、適正配置・適正規模の基本的な考え方とそれに基づく具体的な方策について、住民アンケート等を活用した内容の答申を受け、これを基本方針として、小学校統合に向けて3つの方針を示されました。

1つに、通学区域制度の基本的な考え方として、1校指定が原則であるが、実態に応じた通学区域の弾力化を工夫する。

2つ、学級当たりの人数は21人から30人で、1学年2学級が望ましく、複式学級にならない適正規模で、地域実態を考慮する。

3つ、学習集団として、教師が常に子供にかかわりが持て、発達段階から見ても、同一学年の集団として組織する人数が必要で、学年はクラスがえができ、人間関係が幅広くなるよう学年編制を行う。

以上、「21世紀を自立したたくましく生き抜く世羅の子どもの育成のために」まず、町民の方に説明会を実施されました。

町民説明会後、小学校統合検討委員会で町民の意見を踏まえ、小学校統合に関する町の基本的な考え方が示され、1つ、適正な規模の学級の中で切磋琢磨し、集団活動を通じて社会性や人間関係の広がりをも身につけることや、多様な発想、幅広い思考力など児童の持っている力を十分発揮させること。

2つ、小学校統合により、教育内容の充実と教育条件を整備し、町民に信頼される教育の推進を図る。

2点の基本的な考えのもと、学校の統合内容を町民に公表し、推進を図られました。

内容は、1、統合年度は平成23年度。理由としては、児童の事前交流の機関確保が、統合前に2年が必要である。小学校の新学習指導要領の本格実施が平成23年度からとなる。平成23年までの統合の場合、県や国からの財政支援を受けることができる。

2、統合小学校の位置は、各中学校区に小学校1校が望ましいが、町の財政状況から、新設校の建設は困難であり、既設の校舎を利用する。統合の範囲は、宇津戸小、中央小、伊尾小、東小4校を統合し「せらひがし小学校」を新設。大田小、大見小、西大田小、津久志小4校を統合し「世羅小学校」を新設。

3、統合のための施設整備は、授業に支障がないよう整備する。

4、統合による通学対策は、遠距離通学対策として、途中で打ち切ることなく通学バスを運行する。巡回コース路線や各バス停留所の位置などの検討は、今後、学校、保護者、教育委員会が協議して決定する。最長徒歩通学距離は3キロメートルとする。通学バスの運行は業者委託とする。

公表後、小学校統合準備委員会、小学校開校準備委員会等を設置し、学校の統合に向け、学校関係者、保護者等の協力のもと、統合・開校に向けて推進されていました。

北広島町、世羅町とも、学校が統廃合でなくなることは、地域が寂れていくから反対だと思意があるが、これは大人社会の問題であり、21世紀を自立していくためには、将来の子供のために何が必要かをそれぞれ模索されており、子供の教育にとって何が必要かを問われる研修でありました。

以上をもって、総務常任委員会の大浦小学校の校舎改築、税の収納状況等所管事務調査及び行政視察研修の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

総務常任委員長の報告は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席へお戻りください。

以上で総務常任委員長報告を終わります。

日程第4 議案第67号

○議長（末次利男君）

日程第4．議案第67号 太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

新たに人員をふやすんですか、それとも、今、水道課のほうにいらっしゃる方で配備をちゃんとなされるんですか、どちらですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

人数を増員するということではございません。

○8番（川下武則君）

新たに配置する方は、この中にみんな該当する方が結構いらっしゃるということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

水道技術管理者につきましては、今現在、水道系のほうに私と係長が2名おります。それともう1人、今、建設課のほうにおりますけれども、庁舎内に3名おります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

この中で、経験年数等がほぼ全部半分でいいということになっておりますが、これはちょっと規制緩和みたいで、とりやすく緩和されたという判断でいいでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

後のほうで簡易水道の事業については半分ということになっておりますけれども、全国的

に規模を考えた場合、太良町の場合は半々ぐらいの上水道、簡易水道で人口等もありますけれども、規模も大体半々ですけれども、全国的に考えた場合には、簡易水道のほうが規模が小さいということで、簡易水道独自でやっている市町村に対しては、上水道よりも半分の経験年数でいいということで、今回なっているようです。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第67号 太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第68号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第68号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（見陣泰幸君）

この指定管理者についてですけど、今現在、何というんですかね、こっちの施設ではいろいろ独自で考えて、事業を行っていらっしゃると思うんですけど、これについて、今、指定管理されている事業所が、町のためになることであるなら自分たちの独自の考えで新たにす事業というのを、何か勝手にではないですけど、こっちは知らんふりはできんでしょうけど、話し合いをして、どこまでならいいですよとか、これ以上はしないでくださいという、そこら辺の決まりとかはありますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

今回のしおさい館の指定管理につきましては、基本的に施設の管理及び若干の運営等についての内容でございます。それで、指定管理者が独自で事業をされる、そこの中の組織として、指定管理者の組織として事業をされる分については、今回の場合は社会福祉協議会でございますので、その部分については、福祉担当として、こういう事業をやっていますよというのは、町民福祉課としては評議員になっておりますので、その場面で議論を一緒にさせ

ていただくということにしております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

規則、いろいろ規約はあると思うんですけど、やっぱり指定管理に出した以上は、その受けた業者の人も、太良町民のためになることであるなら、何か独自で考えて事業をされるということも、ある程度の話し合いをして、どこまで決めるかは、それは話し合いのもとでだと思うんですけど、そこら辺の優遇——優遇と言えば、ちょっと言葉があれですけど、そこら辺の考え方は今後ないんですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

ちょっと繰り返しになるかもわかりませんが、指定管理については、基本的に施設の管理及び若干の運営についてお願いをするということで、この受け皿になる今回の社会福祉協議会につきまして、その事業については私どもの町の福祉事業の委託事業も多種多様ございます。そして、逆に、社会福祉協議会で独自になされている事業もございます。その辺は十分、福祉担当として今まで協議をしてきましたし、これからも協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第68号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第69号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第69号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第70号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第70号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

これはどういう状況で脱退されるのか、その辺の内情がわかっておれば、教えてください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

一応脱退という言葉を使っておりますけれども、佐賀の消防地区の組合と合併をするというようなことが真相でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第70号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正に係る協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第71号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第71号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の改正に係る協議についてを

議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第71号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の改正に係る協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第72号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第72号 太良町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

これ、見ればわかるとでしょうけれども、特別どの辺が変更になるのか、新しくなるのかというところを教えていただければ、済みません。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

町長の提案理由の説明にもございましたけれども、町道関係の舗装等で10路線ほど追加をいたしております。これが約150,000千円です。それと、先般の臨時議会で議決をいただきました学校教育課の多良中学校の武道場関係ですね、その辺の金額が変更になりましたので、法律によりますと、議会の議決を得ることになっておりますので、今回提案をいたしました次第でございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第72号 太良町過疎地域自立促進計画の変更について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第10 議案第73号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第73号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

31ページの消防費についてお尋ねしたいと思いますが、消防施設費で760千円の消火栓設置事業というのが補正されております。これはどこの分かをまずお聞きしたいと思いますが、

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、1カ所目が、前回出しておりました日ノ辻地区の分の不足がちょっと生じたので、そこの日ノ辻の消火栓が1カ所、それから、栄町地区に1カ所、これは古くなっておりましたので、取りかえるという工事でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この消火栓ですね、町内に結構数があると思うんですが、何カ所、今現在立っておりますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

188カ所となっております。

○3番（所賀 廣君）

この消火栓、当然、自動車ポンプとか可搬の搬送車あたりもそうですが、例えば20年を経

過したら取りかえの時期になるというふうな考え方があると思いますが、その消火栓についても、188カ所ですか、おのこの消火栓が何年ぐらいなっているのか、そういった調べがちゃんとできているのか。ほぼ何年ぐらいで取りかえの対象となるというような考えがあるのか。で、だとすれば、この188カ所の現在の劣化状況あたりも把握しておく必要があると思います。その辺の考えをお尋ねしたいと思いますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その台帳につきましては一応というか、ございます。それが何年に設置しているかということもございますけれども、何年でそれを取りかえていくかということにつきましては、今のところ明確な基準を持っておりません。それで、先ほど申しました、今回の栄町地区の消火栓につきましては、老朽化によって、どうしてももう取りかえんといかんというふうな形になっておりましたので、今回そういうことで、取りかえるということでございます。

その劣化状況を調査しておるかということ、恐らく全てはできていないと思います。そういうことが、例えば毎月開催している消防の役員会とか、幹部役員会等で出たときに、そこを調査に行ったりして、これはもう取りかえんといかんとか、そういうことで対応を現在しているということでございます。

○3番（所賀 廣君）

恐らく各部とも、月に1回なり、2回でしょうかね、点検をなさっていると思いますけど、ある意味消防団任せで、点検に行って掃除しよったら壊れとる、ここはさびてしまっている、ここを取りかえてくださいという要望等を受けてのことだと思いますけど、防災係としても自分たちの足で一回見てみる、1年に1回なり、1年に2回なりで結構だと思いますけど、そういった点検もある意味必要じゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

確かに議員おっしゃるとおり、それをするのが正当だと思います。現在のところ、こういう補正をする場合に、私のほうからも、担当にその調査とか位置を把握しておるのかという話で、そういうことも話をさせてもらっているわけですが、今言ったように、位置はわかっておりますと、ところが、それはちょっと担当でいつも回っているわけではないという回答をもらっておりますので、今後、1年に最低でも1回ぐらいは見て回るというようなことはしていきたいと思います。

○11番（坂口久信君）

今のに関連してですけれども、2つの消火栓で760千円ですか。ボックス、消火栓、どうなっているかわかりませんが、大体ね、760千円というのを、何年越しにかえよるか知らんけれども、まず、さびどめでもして、赤ペンキを塗ればですよ、我々だって、民間は

全部そういう仕方をしよるわけ、はっきり言ってね。こういう金はかからんわけですよ。五、六万円もあればできるわけ、例えば。2つもあれば、10千円もあればできる。それで例えば5年10年もつわけね。消火栓なんて、非常に鉄もかとうして、かたくというといかんとぼってん、厚くてね、ふだんあれが劣化するようなことはまずなか、我々の感覚からすれば。そいけん、ぜひね、例えばあなたたちが見て、そこの地区のあれでよかじゃなかね。それくらいはみんな多分消防の人たちがしてやると思うよ。こういうとにやっぱりね。もう順次、1カ所こういうことをすれば、どんどんどんどんしていかんばいかん。ぜひですね、もう少しちょっとした頭の使い方で、十分対応がですよ、5年10年もてると私は考えます。ぜひそこの地区の人たちに、さびどめをして、別にあれは規制のあって、赤ペンキで塗ればよかつじゃなかかなって、私は思っとつとよ。そういう対応をしていけば、相当な経費削減になつとやなかかなという気がします。ぜひそうしていただきたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃったようなことも現実にはやっておるわけです。それで、ここに出てくる取りかえ工事みたいなのは、もう各部から、ちょっともうこういう状況で、本当にかえてもらわないと、いざというときに支障が出るということで、それを確認した上で、こういうことをやっておるということをお理解いただきたいと思います。

○11番（坂口久信君）

それは多分そうだと思います。しかし、あなたが確認したわけでも何でもなかわけね。ちよつと言えば、やっぱり誰でん、きれいかがよかし、よかたがよかしね、間違いはなかし、でも、私がさっき言ったように、相当消火栓自体も強いというか、ねじのところだけがさびがきたりして、そこで圧力で飛んだりなんかする場合もあるとは思う。そういうことはやっぱりね、ふだんちょっとしたところに気遣いをしとけば、十分それなりの対応がでくつと思うけん、ぜひね、そういうところも地域の消防の人たちと話し合いながら、いいほうに向けてください。答弁要りません。

○9番（見陣泰幸君）

24ページの節の13と20の委託料と扶助費、これの追加補正につきましての理由を教えてください。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

保育所運営委託料の増額補正につきましては、当初予算で委託料を見積もっておりましたよりも、実は保育園の入園者が予定よりも5人ほどふえています。5人のうち4人がゼロ歳児がふえたということで、ゼロ歳児については支弁額が高額になるものですから、結論から言えば、ゼロ歳児が4名、それ以外が1名、計5名の入園者がふえたということで、補正を

お願いしたというところでございます。

もう1つの扶助費の母子家庭等医療費助成の増額補正の理由につきましては、母子家庭の医療費の助成の対象である子供さんが、1名の方なんですけれども、ちょっと重篤な病気にかかれて、その分の医療費が上がったということで補正をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

22ページ、目の2のところ、地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金、この事業の内容はどういうふうになっていますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

この地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金につきましては、2件ございます。1件が、宅老所を1件新設したいということで申請がなされて、県とも協議いたしまして、建設自体については宅老所は多良小学校区に1つという県の補助規定がありますので、建設自体の補助はございませんけれども、建築基準法の防火対策の間仕切りについては県の補助がありますので、その分について補助をするということで、1件の宅老所の新設の防火対策事業ということで2,000千円の補助でございます。

もう1件は、既にごございます宅老所のスプリンクラーの整備事業ということで、これも防火対策で県の補助等がありますので、その分に800千円ということで、補助率につきましては、それぞれ事業者さんが3分の1、町が3分の1、県が3分の1というような事業でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

詳しく説明していただいて、わかったんですが、この事業の内容が、例えば今言われた防火事業と散水事業という、その事業の内容を聞いたかったことであって、県の事業とかなんとかを聞いたかったわけじゃないんですよ。どういう防災対策がこういうふうに、あるのかなということが、ちょっと知らなかったものですから、そいけん、そこのところに防火の間仕切りとか散水というごたる答弁をいただければ、ほかのあれは結構で、そういう答弁をお願いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

質問内容等に加えて答弁しまして、申しわけございません。

○1番（田川 浩君）

26ページの農林水産費の4番なんですけど、特産地づくり推進費の中で、委託費として地元農産物ブランド化によるものと、強い農業者育成事業ですね、これについて、ちょっと詳

しい説明をお願いしたいんですけど。

○農林水産課農政係長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

1点目の、地元農産物ブランド化に係る加工技術確立事業委託料についてですけれども、これにつきましては緊急雇用創出基金事業費補助金、震災等緊急雇用対策事業というようなことによるもので、事業の性質上、平成24年度から雇用を開始し、平成25年度までの1年間を期間とするものでございます。そのために、今年度3月から翌年度2月までの1年間が対象となります。このために、今年度3月分の1月分の補正予算をお願いしているところでございます。

続きまして、2点目の強い農業者育成・地域農業活性化事業委託料、これについても内容等は先ほどお話ししたものと同等でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

27ページの工事請負費の土地改良事業、これが現在までに工事が終わった総額と総面積を教えてください。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

もう大分前からこの事業は行っておりますので、ちょっと今、前の資料については持ち合わせておりません。ただ、今年度につきましては、土地改良事業を2カ所行っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

今年度でいいですけど、2カ所で総額がわかれば総額と、面積。事業を行った面積がわかれば、面積までよかですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今年度につきましては、施設の事業を行っております。水路1カ所、それと農道1カ所ということで、ちょっと面積についてはありません。

○11番（坂口久信君）

今のに関連してですけれども、この農地改良、太良町全体の今の辺まで、例えば土地改良の目標があると思いますけれども、その全体のどの辺までさばけていますか——さばけていますかって言葉は悪かかな。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この土地改良事業につきましては、目標というのは設定しておりません。補修等が出てき

た場合、関係者の方から要望があったときに、その都度対応しております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

24ページの先ほどの児童措置費のところ、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、この補正額の9,718千円のうち国県支出金、つまり国からと県からが5,448千円で、その他の1,984千円が保護者負担で、あと一般財源が町の負担というふうな理解でよろしいですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

今言われたとおりで結構でございます。

○3番（所賀 廣君）

多分、新年度予算の確定ももうぼつぼつ終わろうかなという時期だと思いますけど、入園申し込みですね、これが始まっているのか。始まったとすれば、新年度の大方の入園児の数といえますか、予定数、これが各保育園で定員が決まっていると思いますが、その辺の見通しとしてはどうなんでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

新年度につきましては、鋭意、今積み上げをやっておるところなんですけど、保育園の入園者の推移につきましては、ここ10年、特にここ5年ぐらい、三百四、五十人ぐらいの入園者が、大体300人前後になっております。23年度が299人でした。今年度24年度で、先ほども申しあげました297人という見込みを立てたんですけども、今回補正の関係で、大体300人を超えるぐらいということで予定をしております。ですから、来年度につきましても300人前後という予想はしておりますが、子供の数がここ5年、急激に減少しておりますので、ゼロ歳児を預けられる家庭は若干ふえる傾向にございますが、全体的には、やっぱり今各保育園3園、定員がございまして、若干定員を下回るような状況が、来年度あたりから出てくるんじゃないだろうかと考えております。既に1保育園については、定員を下回っている状況でございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

27ページの畜産業費ですけども、県支出金をもう返納ということで、この返納で全部県のあれは終わってしまうとですかね。

○農林水産課農政係長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今回の返納で、県肉用牛の基金に関しては一応精算をしてしまうということで、ここに上げさせていただいております。それで、この基金の積み立てについては、県と町、2つの積み立てがありますので、町の分については、町単独の基金のほうに積み増しをして、今後、町単独基金1本で、今後運営をしていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第73号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第74号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第74号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（見陣泰幸君）

この追加補正の6,000千円なんですけど、これははりきゅうの負担金ということですのでありますけど、このはりきゅうの前年度かかった費用って、負担金はわかりますか。済みません。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

23年度が196,700円です。22年度が229,800円という状況でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

それは同じ後期高齢者だと思うんですけど、今現在までで幾らぐらいかかっておりますかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

11月診療分については、今、請求が来ておる状況ですので、10月末現在で申し上げますと、1,718,300円となっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今のに関連してですけれども、2軒ですね、太良町にできたということで、非常にそういう病気を持った方たちには非常にありがたい施設じゃなかかなというふうに思っております。私も一回かかりに行きましたので、非常に気持ちよかったですよ。しかし、そういう中で、ここの6,000千円、非常に大きい金が、今後はまだこれより大きくなる可能性もあるわけですね。どこかでやはり歯どめも必要じゃなかかなと考えますけれども、その辺については、新年度あたりはどういう考えを持って、この部分について執行部の考えがあれば、教えていただければ。どんどんどんどん多分膨らむと思います。私も一回しか行ったらんばってん、3回でも4回でも行きたかと思いつながら我慢しておりますけれども、よろしく。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

町内施術所ができて、予想をはるかに上回る利用状況でございまして、会計のほうも大変厳しい現状ということで、執行部等で協議を積みまして、規則のほうの改正を今回行うように準備を進めております。今現在、大体月5回の12月で60回を上限というふうに定めておりますけれども、広く皆さんに利用していただくように、月3回で上限を変更しまして、来年度からはそういう状況でしたいというふうに進めております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

もう再度検討はされておるということで、非常に幅広く、やはり行く人は何回でも行くというようなことで、それはもう自分たちのためになる、そういう人たちが本当に、太良町がこういうのをしていただくことは本当にありがたいというふうなことで、突出してここですけれども、ほかの多分あと鹿島と嬉野もやったかな、その辺の部分については、どういう推移をしておりますか。

今、私は単純に、これは太良町分かなと思ってですよ、その前は鹿島とか嬉野に行く分をしておったわけでしょう、援助するというふうなことで。今回、突出して出とつとは、地元で2軒ふえた後も含めて、鹿島、嬉野、太良町も含めてこういう結果なのか。鹿島、嬉野のほうはどういう状況なのかを教えてくださいなと思います。どういう、例えば何名ぐらい、月とか年間でもよかばってん、その辺は何回かかっておられるのかですよ、そっちに行く人が。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

町外のほうに施術に行かれていらっしゃる方は、今現在も同じ数で推移しております。大体町外に出ていらっしゃる方は、十四、五名程度いらっしゃいます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと今のことに関連してですが、話を聞くところによると、そこの大江さんの横の近くにできた、やっぱり行きやすくなったからといって、人によっては、ほぼ毎日行っていますという人もおられて、その、さっき言われた月3回というチェックの方法ですね、同じ人がそこにずっと3日おきに行かれたというときに、あなた3回までですよって、それ以上は結局自費で行けば、何回行ってもいいわけですから、そこら辺の3回というチェックをどういうふうにしてお願い、多分施術所のほうにお願いする以外には、ちょっと方法はなかと思うけん、そこら辺はどういう方法で3回という回数を守っていく考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

利用回数の確認ですけれども、今現在のうちの規則では、施術所のほうに利用券を預けて、利用者が施術所に行かれて印鑑を打つ、それをうちのほうに請求が来るという形になっております。それで、うちのほうに1月分まとめた分の請求が来た段階で、Aさんは過去に何回、今回何回というふうな確認の仕方しております。今までは上限を超える施術というものが、過去そんなに多く施術されている方がいらっしゃらなかったもので、その体制でも十分制限の確認はできていたんですけれども、こういった状況になってきましたので、そこら辺の内容も規則を今回改正しまして、直接本人に上限回数の枚数の施術券を交付して、それを持って施術所に行かれるというふうに、今回、規則改正を行ったところでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

それは徹底した広報活動をしていただいて、みんな町民がそれを知った上で、10回でも行かれるのは多分いいと思うんですが、それが本人がもう余りよくわからんで、急に3回以上は自腹ですよということで、極端に言ったら、医師の診断があつて、この人はこの病気のために施術が必要ですよという承認証みたいなものを持っていけば、3千円が600円ぐらいになるわけですね、現実的に。1回の施術に3千円か3,500円かかるのに、そういう診断書を持っていけば、500円か600円でできますよって、結局それは町民の方の負担でできるということなんですけど、そうなった場合に、600円じゃけんって言って、しょっちゅう行く人も、そういうことが徹底しておらんと、おるわけですよ、実際。そいけん、そこら辺がやっぱり10回、おれはどうしても3日おきに行ったけんといって、請求されるときに、町は3回しか見るごとなつたらんけん、あと7回分は自費で全額見てくださいというのは、それは当人にとっては、それは受けた事実でそうなるということは当たり前のことですが、やっぱり当人にとっては、それも全額保険でできているという勘違いがそこにできないように、ぜひそのところは広報あたりをしっかりとやらせてもらって、認識の上でちゃんと町民の方が行かれるように、なるだけそのところはぜひ努力していただきたいと思いますが。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、町民さんへの広報という分には十分力を入れていくように、1月号からの町報に毎掲載せる計画をしております。それとまた、全戸配布等で制度の内容を詳しく説明して、回覧か全戸配布かで行いたいというふうに計画はしているところです。

以上です。

○11番（坂口久信君）

健康増進課長は非常に大変な、忙しゅうなったね。それは別として、この補助を受けるのと受けんのと、差はどのくらいあつとか、それだけちょっと教えてくれんですか、差、わかっておれば、料金的なもの。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

ちょっと私個人がはり、きゅうに行ったことがなかけんが、窓口でどれぐらい払うか、はっきり知らんとですけれども、厚生労働省のほうから一応療養費の支給についてということで、22年5月にあっておりますけれども、1術はり、またはきゅうのいずれか1本の場合の初診で1,405円ということになっております。2術はりときゅうを併用した場合は1,455円の施術料というふうなことで通知が来ております。うちの場合は、そのうち一律700円の助成、2術が900円の助成を行っているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第74号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第75号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第75号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第75号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第76号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第76号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第76号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第14. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付していただきました別紙付託申出書どおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第15 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案の上程。

町長提案の議案第77号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第77号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現教育委員会委員の陣内碩泰氏の任期が平成24年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任として、松尾雅晴氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

記、住所、太良町大字多良1919番地。氏名、松尾雅晴。生年月日、昭和25年2月2日。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第77号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第77号 教育委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

議案第77号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第17 発議第2号

○議長（末次利男君）

日程第17. 発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。発議第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 発議第3号

○議長（末次利男君）

日程第18. 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りします。発議第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 意見書第6号

○議長（末次利男君）

日程第19. 意見書第6号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第6号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第6号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言について、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。今会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は12月7日開会以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸課題を審議してまいりました。会期は12月17日までとなっておりますが、本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成24年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶申し上げます。

まずもって、町長並びに町執行部の皆様には、厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また、地域住民の皆さんの声に耳を傾けながら、町民の福祉と生活の向上・安定のために業務に精励されていることに対し、深く感謝を申し上げます。

また、議員各位には、町民の代表として終始極めて熱心に愛町精神をもって、本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

さて、7日の招集日冒頭申し上げましたように、第48回衆議院議員選挙が公示され、終盤

戦に突入しております。新聞紙上では、崖っ縁の民主、勢いに乗る自公と活字が踊っておりますが、県内1区2区は余談を許さない接戦のまま、16日の投開票の日を迎える状況と思われます。

世界に例のない超高齢化、少子化社会を迎える日本の将来を占う上で、大事な選挙であると思います。今回の焦点は脱原発、TPP、景気対策、税と社会保障の一体改革等々、国論を二分する戦いの中で誕生する政権に、大いに期待をいたしたいと思います。

議会といたしましても、活性化に向けた歴史的改革に取り組んでおりますが、議論を交わす中で、太良町議会の将来像をしっかりと見据えた改革に引き続き御協力をお願いし、行政と議会が緊張感を持ちながら一体となり、厳しくともきらりと光る町づくりに最大限の責任を果たさなければならないと思います。ことし一年の御協力に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、皆様方の健やかな越年を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○議会事務局長（岡 靖則君）

皆様、御起立を願います。

一同礼。御着席ください。

○議長（末次利男君）

これをもちまして、平成24年第6回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時38分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 坂 口 久 信